

洞爺湖町国民保護計画 新旧対照表

令和2年5月作成

変 更 後	変 更 前
目 次	目 次
第1編 総論 4	第1編 総論 4
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等 4	第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等 4
(略)	(略)
第3編 武力攻撃事態等への対処 36	第3編 武力攻撃事態等への対処 36
(略)	(略)
第6章 安否情報の収集・提供 65	第6章 安否情報の収集・提供 65
<u>1</u> 安否情報システムの利用 65	<u>1</u> 安否情報の収集 65
<u>2</u> 安否情報の収集 65	<u>2</u> 道に対する報告 66
<u>3</u> 道に対する報告 66	<u>3</u> 安否情報の照会に対する回答 66
<u>4</u> 安否情報の照会に対する回答 66	<u>4</u> 日本赤十字社に対する協力 67
<u>5</u> 日本赤十字社に対する協力 67	(略)
(略)	
第1編 総論	第1編 総論
第1章 町の責務、計画の位置付け、構成等	第1章 町の責務、計画の位置付け、構成等
(略)	(略)
第3章 関係機関の事務または業務の大綱等	第3章 関係機関の事務または業務の大綱等
(略)	(略)

変 更 後			変 更 前		
【関係道機関（道警察含む）】			【関係道機関（道警察含む）】		
機 関 名	所 在 地	連 絡 先	機 関 名	所 在 地	連 絡 先
<u>北海道胆振総合振興局</u> <u>地域創生部地域政策課</u>	<u>室蘭市海岸町1-4-1</u>	電 話 0143-24-9570 F A X 0143-22-4761	<u>北海道胆振支庁</u> <u>地域振興部地域政策課</u>	<u>室蘭市幸町9-11</u>	電 話 0143-24-9570 F A X 0143-22-4761
<u>北海道胆振総合振興局</u> <u>室蘭建設管理部洞爺出</u> <u>張所</u>	<u>洞爺湖町高砂町90-2</u>	電 話 0142-76-2111 F A X 0142-76-3921	<u>北海道室蘭土木現業所</u> <u>洞爺出張所</u>	<u>洞爺湖町高砂町90-2</u>	電 話 0142-76-2111 F A X 0142-76-3921
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【その他の機関】			【その他の機関】		
機 関 名	所 在 地	連 絡 先	機 関 名	所 在 地	連 絡 先
<u>西胆振行政事務組合</u> <u>消防本部</u>	<u>伊達市松ヶ枝町13-1</u>	電 話 0142-21-5000 F A X 0142-21-5511	<u>西胆振消防組合</u>	<u>伊達市松ヶ枝町13-1</u>	電 話 0142-21-5000 F A X 0142-21-5511
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(株)NTT東日本一</u> <u>北海道北海道南支店</u> <u>苫小牧営業支店</u>	<u>苫小牧市旭町3-6-13</u>	電 話 0144-35-4330 F A X 0144-31-2019	<u>(株)NTT東日本一</u> <u>北海道室蘭支店</u>	<u>室蘭市東町1-18-6</u>	電 話 0142-43-2102 F A X 0143-45-3259

変 更 後			変 更 前		
<u>北海道電力(株)送配電 カンパニー室蘭支店</u>	室蘭市寿町1-6-25	電 話 0143-47-1117 F A X 0143-47-1167	<u>北海道電力(株)室蘭支店</u>	室蘭市寿町1-6-25	電 話 0143-47-1111 F A X 0143-47-1167
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>洞爺湖消防団</u>	洞爺湖町栄町58 (西胆振行政事務組 合伊達消防署洞爺湖 支署内)	電 話 0142-76-2119 F A X 0142-74-2255	<u>虻田消防団</u>	洞爺湖町栄町58 (洞爺湖消防署)	電 話 0142-76-2119 F A X 0142-74-2255
			<u>洞爺消防団</u>	洞爺湖町洞爺町48 (洞爺湖消防署洞爺 支署)	電 話 0142-87-2119 F A X 0142-87-2737
(略)			(略)		
第4章 町の地理的、社会的特徴			第4章 町の地理的、社会的特徴		
(略)			(略)		
(1) 地形			(1) 地形		
当町は、北海道の中央南西部、支笏洞爺国立公園内に位置し、東は伊達市、壮瞥町と西には豊浦町、北にかけては留寿都村に接しており、東経140度43分から140度58分、北緯42度31分から42度41分、東西約20.2km、南北19.9km、沿海線(噴火湾)			当町は、北海道の中央南西部、支笏洞爺国立公園内に位置し、東は伊達市、壮瞥町と西には豊浦町、北にかけては留寿都村に接しており、東経140度43分から140度58分、北緯42度31分から42度41分、東西約20.2km、南北19.9km、沿海線(噴火湾)		

変 更 後	変 更 前																																																																																																												
<p>約 6km、湖（洞爺湖）、山（活火山有珠山）を有する町である。 （中略） 地形の特徴は、東西に約 19 k m、南北に約 22 k m で、羊蹄山麓から洞爺湖を配し噴火湾までの間に位置し、総面積は <u>180.81</u> K m²である。 （中略） 地質は、主に新第三世紀以降の火山活動によるローム層や安山岩などの火山岩、火山灰で形成されている。</p> <p>（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 人口分布 (住民基本台帳 <u>令和元年 12 月 1 日現在</u>)</p> <table border="1" data-bbox="362 826 1120 1279"> <thead> <tr> <th>字名</th> <th>世帯数</th> <th>人口</th> <th>字名</th> <th>世帯数</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>世帯</td> <td>人</td> <td></td> <td>世帯</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>大磯町</td> <td><u>6</u></td> <td><u>14</u></td> <td>洞爺町</td> <td><u>467</u></td> <td><u>869</u></td> </tr> <tr> <td>青葉町</td> <td><u>257</u></td> <td><u>457</u></td> <td>財田</td> <td><u>31</u></td> <td><u>64</u></td> </tr> <tr> <td>旭町</td> <td><u>127</u></td> <td><u>215</u></td> <td>成香</td> <td><u>72</u></td> <td><u>217</u></td> </tr> <tr> <td>本町</td> <td><u>266</u></td> <td><u>444</u></td> <td>香川</td> <td><u>38</u></td> <td><u>107</u></td> </tr> <tr> <td>浜町</td> <td><u>69</u></td> <td><u>123</u></td> <td>大原</td> <td><u>61</u></td> <td><u>112</u></td> </tr> <tr> <td>栄町</td> <td><u>318</u></td> <td><u>565</u></td> <td>富丘</td> <td><u>11</u></td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>高砂町</td> <td><u>942</u></td> <td><u>1,732</u></td> <td>岩屋</td> <td><u>9</u></td> <td><u>21</u></td> </tr> </tbody> </table>	字名	世帯数	人口	字名	世帯数	人口		世帯	人		世帯	人	大磯町	<u>6</u>	<u>14</u>	洞爺町	<u>467</u>	<u>869</u>	青葉町	<u>257</u>	<u>457</u>	財田	<u>31</u>	<u>64</u>	旭町	<u>127</u>	<u>215</u>	成香	<u>72</u>	<u>217</u>	本町	<u>266</u>	<u>444</u>	香川	<u>38</u>	<u>107</u>	浜町	<u>69</u>	<u>123</u>	大原	<u>61</u>	<u>112</u>	栄町	<u>318</u>	<u>565</u>	富丘	<u>11</u>	<u>17</u>	高砂町	<u>942</u>	<u>1,732</u>	岩屋	<u>9</u>	<u>21</u>	<p>約 6km、湖（洞爺湖）、山（活火山有珠山）を有する町である。 （中略） 地形の特徴は、東西に約 19 k m、南北に約 22 k m で、羊蹄山麓から洞爺湖を配し噴火湾までの間に位置し、総面積は <u>181</u> K m²である。 （中略） 地質は、主に新第三世紀以降の火山活動によるローム層や安山岩などの火山岩、火山灰で形成されている。</p> <p>（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 人口分布 (住民基本台帳 <u>平成 19 年 4 月 1 日現在</u>)</p> <table border="1" data-bbox="1312 826 2069 1279"> <thead> <tr> <th>字名</th> <th>世帯数</th> <th>人口</th> <th>字名</th> <th>世帯数</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>世帯</td> <td>人</td> <td></td> <td>世帯</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>大磯町</td> <td><u>5</u></td> <td><u>16</u></td> <td>洞爺町</td> <td><u>548</u></td> <td><u>1,130</u></td> </tr> <tr> <td>青葉町</td> <td><u>254</u></td> <td><u>547</u></td> <td>財田</td> <td><u>36</u></td> <td><u>84</u></td> </tr> <tr> <td>旭町</td> <td><u>130</u></td> <td><u>259</u></td> <td>成香</td> <td><u>76</u></td> <td><u>246</u></td> </tr> <tr> <td>本町</td> <td><u>313</u></td> <td><u>644</u></td> <td>香川</td> <td><u>40</u></td> <td><u>140</u></td> </tr> <tr> <td>浜町</td> <td><u>76</u></td> <td><u>183</u></td> <td>大原</td> <td><u>33</u></td> <td><u>103</u></td> </tr> <tr> <td>栄町</td> <td><u>329</u></td> <td><u>643</u></td> <td>富丘</td> <td><u>16</u></td> <td><u>28</u></td> </tr> <tr> <td>高砂町</td> <td><u>1,038</u></td> <td><u>2,185</u></td> <td>岩屋</td> <td><u>14</u></td> <td><u>27</u></td> </tr> </tbody> </table>	字名	世帯数	人口	字名	世帯数	人口		世帯	人		世帯	人	大磯町	<u>5</u>	<u>16</u>	洞爺町	<u>548</u>	<u>1,130</u>	青葉町	<u>254</u>	<u>547</u>	財田	<u>36</u>	<u>84</u>	旭町	<u>130</u>	<u>259</u>	成香	<u>76</u>	<u>246</u>	本町	<u>313</u>	<u>644</u>	香川	<u>40</u>	<u>140</u>	浜町	<u>76</u>	<u>183</u>	大原	<u>33</u>	<u>103</u>	栄町	<u>329</u>	<u>643</u>	富丘	<u>16</u>	<u>28</u>	高砂町	<u>1,038</u>	<u>2,185</u>	岩屋	<u>14</u>	<u>27</u>
字名	世帯数	人口	字名	世帯数	人口																																																																																																								
	世帯	人		世帯	人																																																																																																								
大磯町	<u>6</u>	<u>14</u>	洞爺町	<u>467</u>	<u>869</u>																																																																																																								
青葉町	<u>257</u>	<u>457</u>	財田	<u>31</u>	<u>64</u>																																																																																																								
旭町	<u>127</u>	<u>215</u>	成香	<u>72</u>	<u>217</u>																																																																																																								
本町	<u>266</u>	<u>444</u>	香川	<u>38</u>	<u>107</u>																																																																																																								
浜町	<u>69</u>	<u>123</u>	大原	<u>61</u>	<u>112</u>																																																																																																								
栄町	<u>318</u>	<u>565</u>	富丘	<u>11</u>	<u>17</u>																																																																																																								
高砂町	<u>942</u>	<u>1,732</u>	岩屋	<u>9</u>	<u>21</u>																																																																																																								
字名	世帯数	人口	字名	世帯数	人口																																																																																																								
	世帯	人		世帯	人																																																																																																								
大磯町	<u>5</u>	<u>16</u>	洞爺町	<u>548</u>	<u>1,130</u>																																																																																																								
青葉町	<u>254</u>	<u>547</u>	財田	<u>36</u>	<u>84</u>																																																																																																								
旭町	<u>130</u>	<u>259</u>	成香	<u>76</u>	<u>246</u>																																																																																																								
本町	<u>313</u>	<u>644</u>	香川	<u>40</u>	<u>140</u>																																																																																																								
浜町	<u>76</u>	<u>183</u>	大原	<u>33</u>	<u>103</u>																																																																																																								
栄町	<u>329</u>	<u>643</u>	富丘	<u>16</u>	<u>28</u>																																																																																																								
高砂町	<u>1,038</u>	<u>2,185</u>	岩屋	<u>14</u>	<u>27</u>																																																																																																								

変 更 後

入江	<u>831</u>	<u>1,536</u>	川東	<u>17</u>	<u>26</u>
泉	<u>347</u>	<u>632</u>	旭浦	<u>9</u>	<u>19</u>
三豊	<u>13</u>	<u>24</u>	早月	<u>0</u>	<u>0</u>
清水	<u>201</u>	<u>253</u>	伏見	<u>2</u>	<u>4</u>
洞爺湖温 泉	<u>676</u>	<u>1,033</u>			
月浦	<u>77</u>	<u>144</u>			
花和	<u>35</u>	<u>77</u>			
虻田地区	<u>4,165</u>	<u>7,249</u>	洞爺地区	<u>717</u>	<u>1,456</u>
総計	<u>4,882</u>	<u>8,705</u>			

※年齢区分別 (住民基本台帳 令和元年12月1日現在)

年齢区分	人数	年齢区分	人数	年齢区分	人数
0～4	<u>216</u>	40～44	<u>474</u>	80～84	<u>591</u>
5～9	<u>229</u>	45～49	<u>515</u>	85～89	<u>409</u>
10～14	<u>285</u>	50～54	<u>542</u>	90～94	<u>199</u>
15～19	<u>309</u>	55～59	<u>570</u>	95～99	<u>77</u>
20～24	<u>332</u>	60～64	<u>634</u>	100～	<u>11</u>
25～29	<u>269</u>	65～69	<u>797</u>		

変 更 前

入江	<u>795</u>	<u>1,769</u>	川東	<u>16</u>	<u>31</u>
泉	<u>347</u>	<u>781</u>	旭浦	<u>12</u>	<u>28</u>
三豊	<u>13</u>	<u>26</u>	早月	<u>0</u>	<u>0</u>
清水	<u>256</u>	<u>363</u>	伏見	<u>4</u>	<u>7</u>
洞爺湖温 泉	<u>768</u>	<u>1,361</u>			
月浦	<u>76</u>	<u>176</u>			
花和	<u>32</u>	<u>92</u>			
虻田地区	<u>4,432</u>	<u>9,045</u>	洞爺地区	<u>795</u>	<u>1,824</u>
総計	<u>5,227</u>	<u>10,869</u>			

※年齢区分別 (住民基本台帳 平成19年4月1日現在)

年齢区分	人数	年齢区分	人数	年齢区分	人数
0～4	<u>349</u>	40～44	<u>537</u>	80～84	<u>487</u>
5～9	<u>375</u>	45～49	<u>631</u>	85～89	<u>264</u>
10～14	<u>460</u>	50～54	<u>747</u>	90～94	<u>117</u>
15～19	<u>552</u>	55～59	<u>1,015</u>	95～99	<u>34</u>
20～24	<u>499</u>	60～64	<u>842</u>	100～	<u>5</u>
25～29	<u>505</u>	65～69	<u>870</u>		

変 更 後						変 更 前					
30～34	328	70～74	798			30～34	546	70～74	816		
35～39	392	75～79	728	合 計	8,705	35～39	542	75～79	676	合 計	10,869
(4)～(5) (略)						(4)～(5) (略)					
(略)						(略)					
第2編 平素からの備えや予防						第2編 平素からの備えや予防					
第1章 組織・体制の整備等						第1章 組織・体制の整備等					
(略)						(略)					
第2 関係機関との連携体制の整備						第2 関係機関との連携体制の整備					
(略)						(略)					
3 近隣市町村との連携						3 近隣市町村との連携					
(1) 近接市町村との連携						(1) 近接市町村との連携					
町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、 <u>「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」</u> 等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。						町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、 <u>防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等</u> について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。					
(2) 消防機関の連携体制の整備						(2) 消防機関の連携体制の整備					
町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう <u>西胆振行政事務</u>						町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう <u>消防組合</u> を通じ					

変 更 後	変 更 前
<p>組合消防本部を通じて、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された<u>北海道地方非常通信協議会</u>との連携に十分配慮する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>て、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常通信体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された<u>非常通信協議会</u>との連携に十分配慮する。</p> <p>(2) (略)</p>

変 更 後	変 更 前														
<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 (略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 (略)</p> <table border="1" data-bbox="331 587 1122 1002"> <tr> <td data-bbox="331 587 398 756">施設・設備面</td> <td data-bbox="398 587 1122 756">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 756 398 1002" rowspan="2">運用面</td> <td data-bbox="398 756 1122 1002">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="398 810 1122 948">・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<u>担当職員</u>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1002 398 1099">(略)</td> <td data-bbox="398 1002 1122 1099">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	施設・設備面	(略)	運用面	(略)	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>担当職員</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	(略)	(略)	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 (略)</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1267 587 2058 1002"> <tr> <td data-bbox="1267 587 1335 756">施設・設備面</td> <td data-bbox="1335 587 2058 756">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 756 1335 1002" rowspan="2">運用面</td> <td data-bbox="1335 756 2058 1002">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1335 810 2058 948">・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、<u>職員担当者</u>が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1002 1335 1099">(略)</td> <td data-bbox="1335 1002 2058 1099">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) (略)</p>	施設・設備面	(略)	運用面	(略)	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>職員担当者</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。	(略)	(略)
施設・設備面	(略)														
運用面	(略)														
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>担当職員</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。														
(略)	(略)														
施設・設備面	(略)														
運用面	(略)														
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、 <u>職員担当者</u> が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。														
(略)	(略)														

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="309 352 703 387">2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p data-bbox="271 403 320 435">(略)</p> <p data-bbox="333 451 461 483">(1) (略)</p> <p data-bbox="333 499 645 531">(2) <u>情報伝達体制の整備</u></p> <p data-bbox="360 547 1137 1010">町は、防災行政無線、広報車、消防団及び自主防災組織や自治会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コミュニティFMなどとの連携の強化、コンピュータやデータ通信等に活用した迅速な情報提供システムの充実に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実に努める。更に緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）、消防救急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク（L G W A N）等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p> <p data-bbox="333 1026 488 1058">(3)～(6) (略)</p>	<p data-bbox="1245 352 1639 387">2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p data-bbox="1207 403 1256 435">(略)</p> <p data-bbox="1270 451 1397 483">(1) (略)</p> <p data-bbox="1270 499 1581 531">(2) <u>防災行政無線の整備</u></p> <p data-bbox="1301 547 2078 722">町は武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るなど通信体制の充実に努める。</p> <p data-bbox="1270 1026 1424 1058">(3)～(6) (略)</p>

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="309 352 898 387">3 安否情報収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p data-bbox="338 403 936 435">1 安否情報の種類、情報及び報告の様式（略）</p> <p data-bbox="347 451 658 483">【収集・報告すべき情報】</p> <div data-bbox="342 491 1120 708" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="358 501 667 533">1 避難住民・負傷住民</p> <p data-bbox="383 549 537 580">①～④（略）</p> <p data-bbox="383 596 719 628">⑤ 住所（郵便番号含む）</p> <p data-bbox="383 644 537 676">⑥～⑱（略）</p> </div> <p data-bbox="266 718 322 750">（略）</p> <p data-bbox="248 766 508 798">第5 研修及び訓練</p> <p data-bbox="266 813 322 845">（略）</p> <p data-bbox="309 861 427 893">2 訓練</p> <p data-bbox="331 909 674 941">(1) 町における訓練の実施</p> <p data-bbox="360 957 1135 1085">町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p data-bbox="360 1101 1137 1276">訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>道警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる</u></p>	<p data-bbox="1245 352 1834 387">3 安否情報収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p data-bbox="1274 403 1872 435">1 安否情報の種類、情報及び報告の様式（略）</p> <p data-bbox="1283 451 1594 483">【収集・報告すべき情報】</p> <div data-bbox="1279 491 2056 708" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1294 501 1603 533">1 避難住民・負傷住民</p> <p data-bbox="1319 549 1473 580">①～④（略）</p> <p data-bbox="1319 596 1435 628">⑤ 住所</p> <p data-bbox="1319 644 1473 676">⑥～⑱（略）</p> </div> <p data-bbox="1200 718 1256 750">（略）</p> <p data-bbox="1182 766 1442 798">第5 研修及び訓練</p> <p data-bbox="1200 813 1256 845">（略）</p> <p data-bbox="1245 861 1364 893">2 訓練</p> <p data-bbox="1267 909 1610 941">(1) 町における訓練の実施</p> <p data-bbox="1296 957 2072 1085">町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p data-bbox="1296 1101 2074 1228">訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>道警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>(略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>(略)</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者支援班</u>」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(略)</p>

変 更 後			変 更 前				
	6号	核原料物質	原子力規制 委員会		6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素(汚 染物質を含む。)	原子力規制 委員会		7号	放射性同位元素(汚 染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒劇薬(医薬品、医 療機器等の品質、有 効性及び安全性の 確保等に関する法 律)	厚生労働省 農林水産省		8号	毒劇薬(薬事)	厚生労働省 農林水産省
	9号 ～ 11号	(略)	(略)		9号 ～ 11号	(略)	(略)
(略)			(略)				
第3編 武力攻撃事態等への対処			第3編 武力攻撃事態等への対処				
(略)			(略)				
第3章 関係機関相互の連携			第3章 関係機関相互の連携				
(略)			(略)				
1 国・道の対策本部との連携			1 国・道の対策本部との連携				
(略)			(略)				

変 更 後	変 更 前
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>武力攻撃事態等合同対策協議会との連携</u></p> <p><u>町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて<u>自衛隊札幌地方協力本部長又は当町の協議会委員たる第71戦車連隊長</u>を通じて、陸上自衛隊にあつては<u>北部方面総監</u>、海上自衛隊にあつては<u>大湊地方総監</u>、航空自衛隊にあつては<u>第2航空団司令</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて<u>当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該町の協議会委員たる隊員</u>を通じて、陸上自衛隊にあつては<u>当該区域を担当区域とする方面総監</u>、海上自衛隊にあつては<u>当該区域を警備区域とする地方総監</u>、航空自衛隊にあつては<u>当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等</u>を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>② (略)</p> <p>(略)</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防機関の協力を得て、車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>(略)</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>この場合において、消防機関の協力を得て、車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>について、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>要支援者の避難方法の決定(避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</u></p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、町と連携し、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>避難</u></p>	<p>(4) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</u></p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、町と連携し、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>災害</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「<u>避難支援計画の全体計画</u>」を策定している場合には、当該計画に沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p>	<p><u>時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「<u>避難支援プラン</u>」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(7) <u>大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u> <u>町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設</u> <u>管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する</u> <u>者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できる</u> <u>よう必要な対策をとるものとする。</u></p> <p>(8)~(14) (略)</p> <p><u>弾道ミサイル攻撃の場合</u></p> <p>①~② (略)</p> <p>※ <u>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場</u> <u>合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難</u> <u>であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意</u> <u>図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサ</u> <u>イルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、</u> <u>町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができ</u> <u>るよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝</u> <u>達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努め</u> <u>るとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町</u> <u>村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要があ</u> <u>る。</u></p>	<p>(7)~(13) (略)</p> <p><u>弾道ミサイル攻撃の場合</u></p> <p>①~② (略)</p> <p>※ <u>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場</u> <u>合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難</u> <u>である。</u></p> <p><u>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図</u> <u>等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサ</u> <u>イルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、す</u> <u>べての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考え</u> <u>る必要がある。</u></p> <p><u>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサ</u> <u>イルの場合と同様の対応をとるものとする。</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 救援</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>1 安否情報システムの利用</p> <p>町は、<u>安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁</u></p>	<p>(略)</p> <p>第5章 救援</p> <p>(略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>(2)~(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>(略)</p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム</u>を利用するものとし、<u>事態の状況により当該システムによる</u>ことができないときは、<u>電子メール、FAXにより安否情報の報告</u>を行う。ただし、<u>事態が急迫してこれらの方法による</u>ことができない場合は、<u>口頭、電話、その他の方法により安否情報の報告</u>を行う。</p> <p>2 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第 2 号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳等</u>町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>	<p>1 安否情報の収集</p> <p>(1) 安否情報の収集</p> <p>町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。</p> <p>安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第 2 号を用いて行う。</p> <p>また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、<u>住民基本台帳、外国人登録原票等</u>町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。</p>

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="309 316 577 355"><u>3</u> 道に対する報告</p> <p data-bbox="338 379 1137 459">町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載し、<u>道に送付する。</u></p> <p data-bbox="309 667 745 707"><u>4</u> 安否情報の照会に対する回答</p> <p data-bbox="322 715 383 746">(略)</p> <p data-bbox="309 810 707 850"><u>5</u> 日本赤十字社に対する協力</p> <p data-bbox="331 866 1137 946">町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p> <p data-bbox="331 962 1137 1042">当該安否情報の提供に当たっても、<u>4(2)(3)</u>と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p data-bbox="1245 316 1514 355"><u>2</u> 道に対する報告</p> <p data-bbox="1274 379 2074 611">町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載した<u>書面(電磁的記録を含む。)</u>を、<u>電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることが出来ない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</u></p> <p data-bbox="1245 667 1682 707"><u>3</u> 安否情報の照会に対する回答</p> <p data-bbox="1258 715 1319 746">(略)</p> <p data-bbox="1245 810 1644 850"><u>4</u> 日本赤十字社に対する協力</p> <p data-bbox="1274 866 2074 946">町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。</p> <p data-bbox="1274 962 2074 1042">当該安否情報の提供に当たっても、<u>3(2)(3)</u>と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>第7章 武力攻撃災害への対処 (略)</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等 (略)</p> <div data-bbox="280 491 1124 638" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p><u>1 NBC攻撃による災害への対処</u></p> <p>町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の処理について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p><u>・町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</u></p> <p><u>・措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u></p>	<p>第7章 武力攻撃災害への対処 (略)</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等 (略)</p> <div data-bbox="1216 491 2060 638" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p> </div> <p>町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の処理について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 汚染原因に応じた対応</p> <p>町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p><u>町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。</u></p> <p><u>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u></p>

変 更 後	変 更 前
<p>・<u>町は避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>・<u>町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。</u></p> <p>②～③（略）</p> <p>(5) 町長及び<u>西胆振行政事務組合</u>の管理者若しくは長の権限 町長又は<u>西胆振行政事務組合</u>の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <p>（表略）</p> <p>町長又は<u>西胆振行政事務組合</u>の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p>	<p>②～③（略）</p> <p>(5) 町長及び<u>関係消防組合</u>の管理者若しくは長の権限 町長又は<u>関係消防組合</u>の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <p>（表略）</p> <p>町長又は<u>関係消防組合</u>の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、 適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫 った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <p>(表略)</p> <p>(6) 要員の安全の確保</p> <p>町長又は西胆振行政事務組合の管理者若しくは長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所 や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するな どにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指 針</u>」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄 物対策室)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (略)</p>	<p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適 当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った 必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <p>(表略)</p> <p>(6) 要員の安全の確保</p> <p>町長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を 受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道か ら積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどによ り、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>(略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 町は、地域防災計画の定めに準じて、「<u>災害廃棄物対策指 針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、 廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>② (略)</p>